

別紙資料9

平成24年4月26日政治資金規正法違反被告事件判決要旨

6 ページ

検察審査会の起訴相当議決を受け、検察官が再捜査し、再度不起訴処分をした上で、証拠等を検察審査会に送付するに当たっては、検察官は、適正な手続に則り、必要な捜査を尽くして、証拠を収集し、これを検察審査会に送付すべきものである。ところが、本件において、平成22年5月17日、特捜部所属の検察官が、石川を取り調べ、同日付で、本件について被告人の関与を認める内容の供述調書を作成したこと、当裁判所においては、同調書の供述の任意性を否定すべきものと判断したこと、前記検察官は、石川が被告人の関与を認める供述調書の作成に応じた経緯や動機を前記取調べにおいて供述したことを内容とする捜査報告書を作成したが、同取調べにおいて石川がそのような供述をした事実はなく、同捜査報告書の内容は事実に反するものであったこと等については、当裁判所の平成24年2月17日付証拠決定のとおりであり、また、関係証拠によれば、これらの供述調書と捜査報告書が5月21日付不起訴処分の後に東京第五検察審査会に送付されたことも認められる。このように、検察官が、公判において証人となる可能性の高い重要な人物に対し、任意性に疑いのある方法で取り調べて供述調書を作成し、その取調状況について事実に反する内容の捜査報告書を作成した上で、これらを検察審査会に送付するなどということは、あつてはならないことである。

7 ページ

検察官が、任意性に疑いのある方法で取調べを行って供述調書を作成し、また、事実に反する内容の捜査報告書を作成し、これらを送付して、検察審査会の判断を誤らせるようなことは、決して許されないことである。本件の証拠調べによれば、本件の捜査において、特捜部で、事件の見立てを立て、取調べ担当検察官は、その見立てに沿う供述を獲得することに力を注いでいた状況をうかがうことができ、このような捜査状況がその背景になっているとも考えられるところである。しかし、本件の審理経過等に照らせば、本件においては、事実に反する内容の捜査報告書が作成された理由、経緯等の詳細や原因の究明等については、検察庁等において、十分、調査等の上で、対応がなされることが相当であるというべきである。